

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

過去の残業代の精算と社会保険料

Q : 当社の取引先で、過去の残業代を従業員に払ったところがあります。この場合、社会保険料の取扱いは、どのようになるのですか？

A : 算定基礎(4月から6月)に影響がある場合には、保険料を精算しなければならないケースもあります。

【解説】

社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料)は、毎年4月から6月までの給与(残業代などの手当を含みます)の平均額を基準として、標準報酬月額を算出(算定基礎といいます)し、その標準報酬月額に基づいた保険料を9月から翌年8月にかけて月払いする仕組みになっています。

そして、7月以後に給与改定があった場合には、改定月以後3月間の平均給与の額を基準に保険料を算出し、その料率が2等級以上変動した場合には、その算出した保険料の額をその4月目から翌年8月まで月払いすることになります。

したがって、4月から6月までの期間における残業代の未払いがあり、それを精算したという場合には、その残業代を加えた金額をもとに標準月額報酬を算出し直し、その額が、既に計算した標準月額報酬と差が生じているときは、その差額の合計額を、その残業代を支払った日以後に一括して納付することとなります。

